

農政産業観光委員会会議録

日時 平成25年12月10日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時23分

場所 北別館504会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 山里 直志 農政部次長 橋田 恭 農政部技監 有賀 善太郎
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 小野 光明 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 侯光
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 渡邊 祥司

公営企業管理者 安藤 輝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 松谷 荘一
企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦
エネルギー政策課長 小島 徹
企業局総務課長 渡辺 恭男 電気課長 仲山 弘

産業労働部長 矢島 孝雄 産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明
産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男
労働委員会事務局長 市川 由美
産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一
商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹
労政雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也
労働委員会事務局次長 小俣 芳久

観光部長 堀内 久雄 観光部理事 青嶋 洋和 観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

議題(付託案件)

- 第106号 平成二十五年度山梨県一般会計補正予算第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第123号 指定管理者の指定の件
- 第124号 指定管理者の指定の件
- 第125号 指定管理者の指定の件
- 第126号 指定管理者の指定の件

- 第127号 指定管理者の指定の件
- 第128号 指定管理者の指定の件
- 第129号 指定管理者の指定の件
- 第130号 指定管理者の指定の件
- 第138号 指定管理者の指定の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
- 請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願23-3号、請願23-6号及び請願23-13号については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係の順に行うこととし、午前10時04分から午前11時26分まで農政部関係（午前10時34分から午前10時43分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午前11時37分から午後0時07分までエネルギー局・企業局関係、休憩をはさみ午後1時29分から午後2時25分まで産業労働部・労働委員会関係（午後2時15分から午後2時23分まで休憩をはさんだ）、さらに休憩をはさみ午後2時44分から午後3時23分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部

第128号 指定管理者（山梨県立まきば公園）の指定の件

質疑

桜本委員

農政部の選定された5人の委員について、選定した根拠が見てわかる人もいますし、全然承知していない方もいるのですが、どういう理由で選定したのか、あるいはどういう選定方法であったのか。

今回、農政部においては、この指定管理の3件において、この5人の方々が、それぞれ調査検討してきたと思うのですが、例えば年間を通じたスケジュールをお持ちになっての仕事内容なのか。1年間のスケジュールだとか、その辺のことを説明していただけますか。

桜井畜産課長

ただいまの選定委員の選定でございますが、この5名のうち、新しく加わったところが観光の関係の1名でございます。あとの4名につきましては、これまで2回ほどやっておりますけれども、委員はかわっていません。それぞれそこに所属が書いてございますが、これまでの経歴からして、それぞれの分野で非常に知識があるということです。また、今まで2回、審査をしております。これまでのそれぞれの管理施設の状況をよく把握されているということで、前回、指定した選定委員会で選定したときと今回がどういうふうに変ったのか、上がったのか、下がったのか、そういったところも比較していただくということで、委員は、1人を除いては、4人、前回と同じ方でございます。

年間を通じたそれぞれの施設のスケジュールですが、5月に選定委員会を設置し、現場にも赴いていただきまして、各施設を、再度、見ていただいて、それぞれ、今の指定管理の方からも説明を受ける中で状況を把握していただきました。

8月に、公募された応募団体から書類が上がってまいりまして、その書類の審査をする後、9月に委員に集まってお聞き、応募者に、一件一件、計画書に基づいてプレゼンテーションをしていただきました。その中で、いろいろな疑問点を質疑応答して、9月下旬に、3回目の審査会で、最終的に管理者を選定していただいたという状況でございます。

桜本委員

5年間で8,700万円というお金をこの5人の選定委員の方にお預けする。ちゃんとチェックをしてくださいというそれだけの重い責任があるわけです。その方が、過去2回ほど見ているから、1人がかわっただけとあって、我々議会の中で承服できるか、納得できるかということに関して、私は疑問に思っています。この方はこういうエキスパートという理由で選んでおります、この方はこういうことを重点に置いていますという、それぞれどういう部分を見ているのか、そういった情報が我々に全然流れてきません。

また、例えばこの選定委員の方々が、5月にこういうことを行った、6月にはこういうことをチェックした、7月には財務諸表をいただいてこういうことをチェックしたとか、この委員の方々が何をしたかということをチェックするのも我々の役目だと思います。その点について、どうお考えでしょうか。

桜井畜産課長

確かに、それぞれ委員には5年ごとの指定管理ということで、お忙しい中を来ていただいておりますが、極力、その中で各施設の状況をわかっていただくために、これまでの5年間の実績等々もお示しした中で、いろいろ御意見をいただきました。

今回、それぞれの委員からは、ただ選ぶだけではなくて、こういった点を改善してもらいたいとか、こういった点を推進してもらいたいとか、一言、コメントをいただいています。まきば公園につきましては、今までの実績から非常にいいのですが、もっと地元の小学生に入っただけのような工夫をできないかといったことで、とりあえずは、この委員会の中で、それぞれ資料を事前に配付をいたしまして、よく見ていただいています。

桜本委員

県の管理的な立場と、この委員とのかかわり合いは、我々に何も見えてこないんです。それをわからせる努力が、こういった審査の中では必要じゃないですか。お互いに、県の担当とこの5人の方々がやっている内容は誰にも見えないわけです。

報酬を出して発注しているんだから、お互いに平等な関係です。お忙しい中にこの5人の方々に来ていただいているなんて、そういう発想はおかしいじゃないですか。

桜井畜産課長

ちょっと言葉が、申しわけございませんでした。

そういったことで、今、委員の御指摘がありましたことにつきましては、誰が適任かという御指摘だと思いますが、今回、選んでいただきました委員は、それぞれ過去の実績もありますけれども、特に公認会計士につきましては、県の中でも非常に経理の関係にたけておりまして、そういった方をお願いしております。

また、畜産については、一般社団法人の日本草地(畜産)種子協会の専務でございます。この方は長らく農水省にも勤務をされており、牧場にも勤務された実績がございます。今、ここの専務をやっております。ここの種子協会は、全国ふれあい牧場協議会の事務局も兼ねております。動物ふれあい牧場のそういったノウハウを持っているということもございます。そういった知見から、単なる畜産だけではなくて、ふれあい牧場の観点からも、委員として選定をさせていただきました。

また、花のほうにつきましては、やはり花の専門家として、特に今、NHKの趣味の園芸講師などを務めております方でございます。

桜本委員

そういうことをここの場で発言するのではなくて、こういった中で、この委員はこういった点で選びましたということ、私たちに情報公開するべきです。そういった点を努力してください。こういう項目について調査をしましたという年間スケジュールを、こういったものに入れてください。

この5人に全部お任せしましたというわけにはいかないと思う。最終的に点数が出てきて、非常に抽象的な言葉になって点数が盛られている。これでは判断のしようがないです。よくそういった意見を踏まえて、これからといっても、また数年先になってしましますが、そういった点はやはりきちっとしてもらわなきゃ困る。

今度は具体的な内容に入ります。以前、いただいたモニタリングシートにおいて、利用者の意見への対応ということで、レストランの指定管理者とともに改善するとありますが、設置内容にレストランは含まれていません。この内容というのはどんなことでしょうか。

桜井畜産課長

県立まきば公園は、施設としては2つのところが管理しております。公園自体は、今の子牛育成協会が管理しておりますが、レストランの部分は、もともと企業局の施設でございます。そちらの指定管理者が管理しております。

- 桜本委員 この指定管理費の分担というか、割合はどんなふう調整しているんですか。
- 桜井畜産課長 実際のところ、運営につきましては、それぞれの団体が協議をしながら、来園者に快適な空間を提供するための努力はさせていただいていますが、費用分担につきましては、それぞれの持ち場、エリアが決まっております。特にその中で、まきばの館の中が、来園者が全て入るものですから、まきばの館の中に畜産関係の資料展示室や事務所がございます。そういったところについては、それぞれの持ち分で負担をいたしますが、真ん中のエントランスゾーン等につきましては、電気料や光熱費といったものについて、そもそも建設当時の面積割等を案分した協定書がありますので、その中でそういった負担割合を決めて取り組んでおります。
- 桜本委員 次に、主な業務の内容に、幾つか業務の開催をしておりますが、当然、自己負担が生まれるのではないかとという項目について、収入の部分に入っておりませんが、これは全部無料でやられているんですか。
- 桜井畜産課長 公園の部分については、全額無料であります。
- 桜本委員 設置目的に、畜産に関する知識を啓発するという部分が出ておりますが、目的と主な業務内容が非常に乖離している。その乖離している中で、個人負担をいただいている。例えばフェルト教室で、フェルトを工作するようなものについて自己負担を求めないということですが、どのような内容でされているんですか。
- 桜井畜産課長 通常管理につきましては、それぞれ無料、要するにお客様から御負担いただいておりますが、ただいまのお話にありましたフェルト教室などにつきましては、来園者から実費負担をいただいております。
- 桜本委員 一般的に実費といっても、材料を買う場合は、収入の中で買うわけですね。例えば100円のものを買って、利用者自己負担で100円いただいてプラス・マイナス・ゼロにする。その数字はどこに出ているんですか。100円の仕入れ、100円の収入は、収支状況の中でどこに出ているんですか。
- 桜井畜産課長 それにつきましては、委託料の中には、その部分は入っておりませんが、子牛育成協会の法人としての会計報告のほうには出ています。
- 桜本委員 ということは、協会の事業と、この指定管理の事業の2つが混在しているということですか。
- 桜井畜産課長 協会のほうは、県立八ヶ岳牧場も、指定管理者として管理をしております。まきば公園も管理をしております。それぞれ区分をしてやっておりますけれども、経費につきましては、団体として共通する法人会計の部分もございますので、そこはそれぞれの会計ごとに区分をしながら、協会全体の決算の中で反映させていただいております。
- 桜本委員 おかしいことを言いますね。こういった指定管理委託の中には、光熱費だとか、そういったものも含まれるわけです。そこはどう計算しているんですか。他事業のものをこの指定施設の中で運営をして、それを全部、お手盛りで、取らないで、使うものは使う、おかしいじゃないですか。そういう事業を外部から引き受ける

のであれば、そういったものも収入としてもらうべきです。

桜井畜産課長 まきば公園の部分につきましての経費は、その中で区分経理をして、公園でかかるそれぞれの経費は委託料から支出しております。

桜本委員 この指定管理の委託料は、人件費以外にも維持管理料、例えばそこでストーブを燃やせば灯油がかかるとか、電気をつければ電気料がかかる、水道を使えば水道料がかかる、そういったものを含めて指定管理料で支払っている。それについて、外部の同じ事業者がそこに入ってきて、こういったもので使う。そこに対して使用料をいただかないなんてことはおかしいじゃないですか。そこで、光熱費だとか、間接経費がみんな、出ているわけですから。それはどうお考えですか。

桜井畜産課長 この公園自体が、そもそも県の牧場を一部、県民に開放するということで、全県公園化構想の中でこの公園をつくりました。そんな関係で、公園の条例の中でも、費用につきましては無料ということで開放しています。

桜本委員 私はそんなことは聞いてない。質問にちゃんと答えてください。
もう一度、言います。堂々めぐりするのには、質問にちゃんと答えてくれていないからです。

指定管理料というのは、そこにおける施設の運営、人件費だとか光熱費、要するに維持管理料です。それに伴って、こういった予算を盛るわけです。そこに外部から来て、同じ団体から来て部屋を使うことに対して、貸した方々から教室料をいただかないというのはおかしい話でしょう。運営している協会が一緒であっても、他事業のものを持ってきて、そこを無料で使わせてくれなんて話はないでしょう。そこまでのことが、この設置目的だとか、そういったことの中に裏づけされているわけですか。

桜井畜産課長 外部から、無償で貸すとか開放するということはございません。ここの公園自体は、委託管理は公園の維持管理ということで、ふれあい動物の管理、牧草地の管理、来園者等に対する園内の案内、畜産の紹介ということが主な仕事でございます。

委員がおっしゃっている、外部からの施設を貸すということは、来園者が来て、まきば公園を楽しんでいただいて、そのサービスの一貫として、フェルト教室とか毛刈り体験等を協会ではやっております。本来のところは無料でございますが、協会として材料を買ってサービスを提供するところについては、材料代だけはお客さんからいただいているということです。

桜本委員 そこが、材料を買っている、材料代をもらっているということに関しては、こういった収支の状況の中に入ってくるわけでしょう。それを先ほど聞いたら、この協会が別な事業としてこの部屋を借りてやっているからという答弁があったから、それでは、その事業が違うことに施設を使うことに対して、施設利用料とか使用料はいただいているのかという質問なんです。

桜井畜産課長 公園の建物自体は、企業局の部分と農政部の関係のものに中が分かれております。協会のほうは、畜産関係のその事務所、畜産展示室を管理する管理内容になっておりますので、その中でやっているということになります。

桜本委員 すみません、ちょっと休憩を求めます。私の質問に答えられるようなものをせ

ひ用意してください。納得できない。

石井委員長 それでは、暫時休憩いたします。

(休 憩)

石井委員長 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。
まず、畜産課、桜井課長から発言を願います。

桜井畜産課長 ただいま、桜本委員から御指摘がございました点につきましては、県といたしましても、そういった団体が、実費であれ、負担金を取りながらそういったいろいろな教室を開催してサービスをしているというのがあり、ちょっとわかりづらいところがありました。不明なところにつきましては、今度、わかるようにそういった対応をさせていただきたいと思えます。見える形で改善をさせていただきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第129号 指定管理者（山梨県立フラワーセンター）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第130号 指定管理者（山梨県立富士湧水の里水族館）の指定の件

質疑

桜本委員 先ほどもモニタリングシートの中で話をさせてもらったんですが、ここの利用者満足度については、1,000人近い方々からアンケートをとっています。前の団体は100人とか200人のケースでしたが、極端にここが多いというのは、このアンケートは、管理者がアンケートをとるのか、県がとるのか、どちらが担っているのでしょうか。

田中花き農水産課長 指定管理者がっております。

桜本委員 そのアンケート調査は、県と管理者との間ではどういった取り決めになっているんですか。例えば、通年でとってくれとか、全体的にケースを幾つぐらい持ってくれというように。大分、この事業者の数が多いんですが、ほかの指定管理者とどんな点が違うんですか。

田中花き農水産課長 アンケートの質問項目等につきましては、県と協議する中で作成し、来館

者の中から、なるべく多くの方からアンケートをとるようという形で実施しております。

桜本委員 なるべく多くの方からアンケートをとるということになると、やはりその精度も変わってくると思います。精度を平準化するとすれば、例えばアンケート個数を県のほうで設定して、各指定管理者に通知をするといったことが、公平性というか平準化の数値を求められるやり方ではないですか。

田中花き農水産課長 なるべくという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、アンケートを実施する者の意思、こういう結果が期待できるようなとり方にはならないように、極力というか、なるべく多くの来園者に対してとっていただくという形です。これは、指定管理者の施設全部について共通という形ではなくて、この調査につきましては水族館独自の設定で実施しております。

桜本委員 このシートの中には、指定管理者の自己評価と施設所管課の評価ということが分かれています。それを相対的にまとめるのであれば、県側もアンケート調査をして初めて、施設側の調査、県側の調査というものを見比べて、それが我々に出てくるのではありませんか。皆様方は、所管課の評価をどういうものの中で出されたのですか。

田中花き農水産課長 これにつきましては、指定管理者から、管理運営の実施状況報告が毎月上がってきます。それらを通年通した中で評価するのと合わせて、管理者が実施したアンケート調査の結果も踏まえ、この評価を実施しております。

桜本委員 我々が管理者側からの一方的なアンケートをうのみにして、説明を受けるというものではなくて、ぜひ、これからは、第三者側がきちっとアンケートをとって、指定管理者側のものを見比べていくというものがないと。アンケートといっても、管理者側がつくるアンケートと第三者がつくるアンケートは、全く内容が異なると思いますが、いかがですか。

田中花き農水産課長 私どもは、指定管理者になるべく公平な結果が出るようなアンケートのとり方を実施するように求めておりますが、委員がおっしゃる可能性も否定できないと考えますので、今後、アンケートのとり方等については検討していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成二十五年度山梨県一般会計補正予算第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を
求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（6次産業化農業団地整備モデル事業について）

桜本委員 6月の補正で、6次産業化の農業団地のモデル事業が盛られており、期日も迫っているようですが、進捗状況はいかがでしょうか。

小幡農村振興課長 現在、事業採択要件を付し、市町村に公募中でございます。期日も迫っているところでございますが、現時点では、市町村からの申請はございません。

桜本委員 申請がない場合は、この予算はどのような形に持っていこうと考えているのですか。

小幡農村振興課長 本事業は、6次産業化に取り組む南アルプス市から、事業者の誘致が確実に
なったことから、早急に実施しなければならない基盤整備についての支援要請が
あったことも踏まえまして、6月の議会で、雇用創出や定住促進の効果も期待さ
れる取り組みに対して、支援が必要となる地域をモデル的に緊急的に行えるよう
にお願いしたものでございます。

しかしながら、先ほど申しましたが、南アルプス市も含めて、現在までに事業
申請はありません。今後、仮に事業申請地区がない場合には、まことに残念では
ありますが、執行については見直しせざるを得ないと思います。

桜本委員 団地化というのは非常にいい事業だと思うんです。まさに時宜を得た事業だ
と思います。国も農業的なものにシフトを変えてきて、これからも大変注目される
事業だと思います。何カ月かという期間もあったわけですが、どんな点がうまく
いっていなかったのか、県の情報の中でわかる範囲で教えてください。

小幡農村振興課長 今まで県は、企業の参入を迅速に進めるために、事前に県下の市町村の候補
地の情報を収集いたしまして、市町村との十分な調整をしておりました。そうす
れば、企業の参入に当たり、各企業のニーズに合致した地域において速やかに参
入できるのではないかとということで、取り組んでおりました。

この事業につきましては、そういった中で、一番問題になる地権者との意見の
調整を条件に付しました。事業実施に当たって、用地の問題が片がついているこ
と、地権者全員同意がとれているということを経済条件にいたしました。これに対
して時間が現実としてかかったということです。現在、各市町村で、最後の追い込

みで用地の調整をしているところではございますが、一番の問題としては、短時間に用地の調整をすることが問題だと思います。

桜本委員

やはりこれからは、市町村ともよく連絡調整を図りながら、例えば各市町村がどのくらいの耕作放棄地を解消したいといった意見集約が必要です。企業においても、例えば3ヘクタールのものが欲しい、10ヘクタールのものが欲しい、30ヘクタールのものが欲しいというように、やはり企業の中でも要望が全く違うと思うんです。それに応えるのには、もうあらかじめ、市町村のほうから計画を立ててもらって、例えば長期目標、中期目標、短期目標をつくりながら、今、各市町村はこれだけの耕作放棄地があり、これだけ農地として残していきたい、耕作放棄地を解消したいという計画を立てさせて、その中で事業の組み立てをする。

例えば、下水道の工事をするのにも、その地域がまとまって初めて行政が動くというように、用地交渉を速やかに進めるために、ある程度、内々に同意をいただいている地域だとか、水利権についてもオーケーをいただいているとか、そういったものをあらかじめ市町村として用意しておく。そして、県が窓口になって企業を誘致していくといったことをタイムリーに行っていくためには、県と市町村の調整が、具体的な中でますます必要になってくると思いますが、いかがお考えでしょうか。

小幡農村振興課長 従来からそういう取り組みをしていたわけですが、さらにアンテナを高くいたしまして、市町村側からの情報、企業のニーズ、そういったものを、十分時間をかけつつ、いち早くキャッチいたしまして、企業の経営規模や経営形態、立地条件に合った場所を紹介するなどの努力をしまいたいと思います。また、必要に応じまして、基盤整備を支援したり、さらに市町村と連携した農業参入を推進してまいりたいと思います。

(農業の6次産業化の推進について)

鈴木委員

知事も6次産業を推進していますが、農業法人を除いた個人あるいは複数名の団体が、今現状、どのくらいあるのか、まずお伺いいたします。

小野果樹食品流通課長 現在、6次産業化の事業を進めるに当たりまして、サポートセンターを、中小企業団体中央会に設置をいたしました。これは9月補正でお願いした案件でございます。それは、前から国が直接補助金で設置したところがございます。それは、継続的な話になるわけですが、現在、六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けている事業者が18団体ございます。

鈴木委員

個人はないんですか。

小野果樹食品流通課長 個人といいますか、ほぼ法人、要するに農業生産法人といった法人でございます。

鈴木委員

やはり農業生産法人というのは規模も大きく、確かに6次産業事業を進めやすい団体かもしれないけれども、これから、農協等を通じて、農家の皆さんがそういう方向性に行かないと、ただ、農業生産法人だけで進めるというののもいかなものかなと思います。

聞いてみますと、県下の中でも、JA等含めて個人、あるいは3人5人の農業の皆さんが、6次産業を進めていきたいという希望はあるわけですが、現状とす

ると、なかなか進め方がわからない、安易に取り組んでいけない。そうすると、6次産業をさらに拡大していくという方策にはならないと思います。

できれば、委員長、お願いがあるんですが、こうすれば農家の皆さん、あるいは3人5人の集落団体が6次産業をやっていけるというものを、A4版1ページぐらいで、こういうふうに段取りを踏んでいけば、6次産業の方向的なものができるよというものをつくってもらって、委員の皆さんに配っていただきたい。中にはブドウもあるだろうし、桃もあるだろうし、ジュースがあったり、いっぱいあるよね。

さっき言ったように、サポートセンターに行ってくれと言っても、それ以上、どうすればいいという方向性は出せないんです。委員の皆さんも興味がある方もいると思いますから、農家の皆さんが、直接、6次産業へ手入れをしていくにどうしたらいいかというものを、本当に簡略に、図でもいいから出してもらってお配りしていただければなと思うんですが、委員長、その辺はどうぞよろしく。

小野果樹食品流通課長 私どもも、委員のおっしゃるとおり、すそ野を広げるという意味につきましては、個人とか、農協とか、そういったところが、直接、この6次産業化に取り組むという必要性を強く感じております。

そのため、前から農務事務所に現地指導班を設置しまして、そういった希望のある方々の御相談をサポートセンターへ橋渡しをしてきたところでございますが、今後、県が事業主体となりましてサポートセンターを委託したわけでございますので、これを機会に、その活動をより強化いたしまして、6次産業化の個人、農協の取り組みがより活発になるよう、努めていきたいと思っております。

今までも、サポートセンターの事業費を使いまして、リーフレットをつくったりして、相談シートを同時に配布できるようにしているところでございますが、個人の皆様方がより関心を持てるように工夫していきたいと思っております。

とりあえず、今、皆様方にお示しできるのは、サポートセンターが作成しておりますチラシがございますけれども、そういったものをお示ししながら、さらにそれを改善していくということで、御了解いただければと思っております。

鈴木委員

わかりました。

さっき言ったように、あれは私も見たけれども、フローで1枚でいいから、初めから完了まで、こういうものを1枚でわかりやすく見られたほうが、能書きをあまり入れてもらうよりも、こうしてこうするんだというフローがわかれば、農家の人も一番わかりやすいと思うんだよね。その辺も加味しながら、資料を提出いただければと思っておりますが、委員長、そんなことで御配慮いただきたいです。

石井委員長

執行部に申し上げます。ただいま鈴木委員から要求のありました資料につきまして、資料作成後、提出を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

(食料の自給率について)

渡辺委員

農業を取り巻く環境は、T P Pの問題がありまして、非常に厳しくなってきていると思っております。国をずっと支えてきた1次産業、農業が、いろいろな状況の中で、本当に憂える状況になっているわけですが、それを最前線で皆さん方が頑張ってくれていることに対しては、敬意を表したいという思いがあります。

私、終戦後の食料難を非常に身にしみて感じておりまして、これから我が国は、そういう意味では非常に厳しい状況になってきているんだろうなというのがあるわけです。そこで、いつも気になるのが、食料の自給率です。本県はどんなふうになっているのか、もし数字がありましたら、推移と申しますか、今の本県の

状況を、まず教えてもらいたいと思います。

相原農政総務課長 本県の農業につきましては、多分、御存じのように果樹が中心となっております。そういう意味からすると、果樹野菜については、カロリーベースで計算しますと、米に比べて相当低いという状況になっているわけです。というのが前段にございまして、その結果、通常、国で言いますと39%が自給率だという話になっておりますが、本県の場合は約19%だと承知しております。

渡辺委員 19%という数字は、減らずに推移しているという理解でいいですか。

相原農政総務課長 申しわけございません。たしか平成23年度だったと思いますが、その数字で申しますと19%ということでございまして、本県の過去経年で自給率については承知しておりません。

渡辺委員 わかりました。

ことしも当委員会で上野原へ行ったときに、耕地整備の現場を見て、非常に勇気というか、希望というか、すごいなという印象も受けたわけですが、そうした事業をさらに進めていくことが非常に大事なかなと思います。ぜひその辺を取り組んでもらいたいと思います。

(減反政策について)

もう1つは、今、課長のほうから、本県は果樹王国という言葉が出ましたけれども、私の住んでいる村では、かつて260町歩ぐらいの水田が広がっていて、至るところ水田であった。当然のことながら、里山、山の奥まで耕作されていたという歴史的な事実があるわけですが、水田がなくなった背景の中に、減反政策が大きく作用していたかなという印象があります。5年後にまた、この減反政策が変わってくるというニュースが入っております。

県では5年後のこういう取り組みについて、どのような対応をしていくのか、対応策というか、考えていることがありましたら教えてもらいたいと思います。

田中花き農水産課長 県内の水田作付状況ですが、現在、台帳上は1万90ヘクタール、そのうち、委員がおっしゃるとおり生産調整が行われておりまして、25年度の作付面積は5,210ヘクタール、およそ半分を転作しているという状況です。今後、米の消費量が減っているという背景を受けまして、国では、5年後をめどに生産調整を廃止するという方向性を示しております。

現在ですが、県としましては、まず、稲作については特色ある、より高品質なお米の生産に努めるのとあわせて、転作した部分につきましては、遊休という形ではなくて、転作にかかる作物、麦でありますとか大豆、または野菜をつくって、水田をフル活用して生産していくということで、それぞれの転作作物の産地化等につきましては県で支援しているという形です。

5年後につきましても、同様にそういった対策を、今度は、いわば稲作が自由化というか、農家の裁量によって生産していくという形になりますので、そちらの振興とあわせて、米以外の作物を振興していくという形で、山梨の農業を守っていきたいと考えております。

渡辺委員 大変うれしいようなお話でしたけれども、稲作というのは、いざというときには、お米という、長期保存もきくし、非常に安心な食料で、日本にとっても大変ありがたいものがございますから、これを機会に、できるだけ水田の復帰という

か、そうしたことへの取り組みをぜひお願いしたいということです。

(地域に応じた作物の生産について)

もう一つ、大変うれしいことに、例えば鳴沢村のあそこに、地域的には水が流れない溶岩地帯ですから、そこへ県で中山間地整備事業で井戸を掘って、畑作とかそういうことにも力を入れてくれているということについては、地元でも大変喜んでいただいております。

こうした、地域ごとに生産品目をぜひいろいろ精査したり、配慮したり、国中においては果樹、北麓のこういうところでは高原野菜とか、あるいは水田地帯、もっといろいろなところがあって、そういう生産分布図というか、そうしたこともぜひ取り組んでいただいて先ほど6次産業化というお話がありましたけれども、地域ごとに農業をしている皆さん方に、ブランドにつながるような取り組みが必要かなと思います。最後にそれを伺って終わりたいと思います。

田中花き農水産課長 私の答弁ですと、お米中心になってしまいますが、特に委員がおっしゃるとおり、地域によって適している作物というのが変わってきます。そういったことにつきまして、各市町村からの申し出によりまして、地域のそういった作物を選定して、地域で産地化にするという取り組みに対しては、それぞれの地域の申し出に応じて、それぞれ支援作物を定めて支援して、その産地化を図っていくということになります。

果樹についても、野菜についても、地域の適した作物の振興というのは、今後とも十分取り組んでいくんだと思っております。

河野農業技術課長 ブランド化、県下全体の農業振興の関係でございますが、御承知のとおり、県下には4つの農業改良普及センターがございます。プラス、各試験場で技術普及を行います。そこでは、年間の活動する普及計画というのをつくっております。その中で、地域に応じました重点作物、重要品目を定める中で、市町村、農家と一緒に、その振興に努めているという状況でございます。

相原農政総務課長 先ほど渡辺委員の質問の中で、本県の食料自給率の推移のお話があったと思います。今、ここに資料としてございますが、平成10年度以降のデータがございまして、平成10年から平成18年度までの間については、約21から20%の間でございまして、平成18年度に初めて20%を切っております。20、21年度と20%を維持しましたが、平成22年度になって19%になっているという状況でございます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

第138号 指定管理者(丘の公園)の指定の件

質疑

桜本委員 共同企業体ということですが、資本金が2,000万円と2,000万円ということで、合わせて4,000万円。5年間の企業局の納付金が8億1,000万円ということで、何かお互いの企業にあった場合、例えば持ち分比率というか、負

担比率は五分五分ですか。

もう1回、言いますよ。資本金または基本財産ということで、それぞれ同じ金額が出ているんですが、この会社におのおの何か起きた場合、これはどういう負担というか、業務内容になりますか。

渡辺企業局総務課長 共同企業体でございますが、この2社のうち、代表団体が株式会社清里丘の公園でございます。私どもとこの共同企業体との間で締結する協定書、現在、仮協定書の段階でございますが、その中で、この指定管理業務の運営に関し発生した債務は、両方で連帯して責任を負うということを定めております。また、この2社の間で締結する協定書、2社の協定書の中でも同様な規定を定めております。

桜本委員 年間にすると1億5,000万円ですか。例えば、この1億5,000万円を、毎月区切って後払いなのか、精算払いなのか。この大きい金額をどういった内容で支出していくんでしょうか。

渡辺企業局総務課長 これも仮協定書の中で合意した事項でございますけれども、1億5,000万円を12分割いたしまして、1,250万円になります。これを毎月末に支払っていただく。合計1億5,000万円ということで合意をしております。

桜本委員 例えばこの施設の故障といった場合、もともと山梨県企業局で責任があるものについては、当然、山梨県の企業局が負担する、あるいは使用者側の瑕疵というか過失によって機械が壊れたという場合を想定して、施設賠償といった保険の加入を義務づけているのですか。あるいは、施設内で例えば事故が起きた場合、そういったものに対する負担を賄うような保険には加入しているのですか。保険等について説明してください。

渡辺企業局総務課長 募集要項の中で、保険に加入することを求めています。その中では、施設賠償責任保険につきまして、1名につき2億円以上、1事故につき2億円以上。あわせて受託物賠償責任については、ゴルフ場でございますから、ゴルフバッグを郵送してくる、保管をしていくという業務もございます。そこで事故が起きた場合、これにつきましても、1事故につき100万円以上の保険。それからゴルフファー保険、ボールを人にぶつけてしまったという事故が起きた場合の保険、これは第三者に対しまして1億円以上の保険、その他の自動車保険、盗難保険等の保険に加入することを要件としております。

桜本委員 企業局の選定委員が5名おります。先ほどの審査の中でも、それぞれどういった利点というか、この方を選定した理由を述べてもらいました。時間の関係もありますからそこまでは必要ありませんが、そういった見解のもと選んでいるのか、その点をお聞かせください。

渡辺企業局総務課長 私ども企業局選定委員会を選定するに当たっての考え方は2点ございます。1点は、まず、丘の公園のことを十分、御存じである方ということで、昨年度のあり方検討委員会で、詳細について私どもから情報をお示しして、御検討いただいた委員がいます。その中から3人、委員をお願いいたしました。具体的には、萩原委員長、坂本委員、野村委員の3人でございます。

丘の公園が八ヶ岳南麓地区で貢献していくといいですか、機能を発揮していく場面は観光の分野がメインであろうということから、山梨観光推進機構の理事長

にも委員としてお願いをしたところでございます。

以上2点でございます。

桜本委員 今回、候補者が辞退をしたということで、協議が調わなかったという一文しかないわけですが、具体的に、この5人の委員会委員の方々は、そこについてどういう見解をお持ちですか。

渡辺企業局総務課長 協議が調わなかった理由といたしますのは、施設設備、備品の費用の負担について、河口湖カントリー・ジェイゴルフ共同体と私どもとで意見の一致がなかったということで、選定委員会で結論が出た、選定をされた後の協議の段階で協議が調わなかった事態が生じてしまったということでございます。

選定委員の皆様には、協議が調わなかったことにつきまして、私どものほうから御報告申し上げ、了解をいただいております。

桜本委員 協議が調わないということだったら、この5人の委員なんか選定しないで、初めから県が窓口となって責任を持ってやればいいじゃないですか。今までやってきた経過というものが、5人の内容を、みんな飛び越しちゃったわけですよ。当然、5人の委員にそれだけの報酬を出しながら選定をしていただく。その中で、最終的に決定したところと山梨県が協議をしたら、協議が調わなかったということであれば、山梨県とこの委員会の方々はどういう打ち合せをしていたんですか。

渡辺企業局総務課長 指定管理者の選定事務につきましては、指定管理者を導入する全ての県の施設が適用になります指定管理者の更新等に関する基本方針、ガイドラインを適用して進めてまいりました。その中で、協議が調わなかった場合には、次点の団体を候補者として協議を進めることになっております。

今回、3団体の応募がございました。選定委員会で、河口湖カントリー・ジェイゴルフ共同体を候補者とする、次点の申請者を清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体とするという意思決定をしていただいております。それに従いまして、2番目に評価が高かった団体を候補者として、協議を進めてきたということでございます。

桜本委員 私の質問と食い違っています。県が協議をしてまとまらなかったということはわかります。第2の者が第1になるということもわかります。県とこの5人の委員会は、どういうすり合わせをしているのかということを知りたいのです。もっと具体的に、そのすり合わせがどういった点で落ちていたのか、また、どういった点が委員会の選定委員と共同企業体が対応できなかったのか、その辺を、2点、明確にしてください。

渡辺企業局総務課長 まず、協議が調わなかった理由といたしましては、私ども、公平性という観点から、先方の求めには応じられなかったということでございます。

公平性と申しますのは、応募書類をいただく前に、先ほど申し上げました施設設備、備品の費用負担について、どうしても予算の範囲内でしか対応ができませんということ、あらかじめ質問を受ける機会を設け、質問いただいた団体に個別に回答するのではなくて、全ての方にわかるように、ホームページで回答をいたしております。応募団体は私どもの回答をごらんになった上で、それを踏まえて提案をいただいているということでございます。選定委員会の審査の中でも、それをまず前提として提案があったものとして審査をしていただいております。

したがって、その後の協議が調わなかったことというのは、選定委員会の

議論で、1番、2番を決めていただいた後の、私どもの協議の中で調わなかったという内容でございます。

鈴木委員 桜本委員から話があったんだけど、例えば納入金はいいよね。最初の段階で。選定を受ける前に、例えば備品はどのぐらいかかるとか、例えばカートはどうするとか、そんな話は最初になかったんですか。

渡辺企業局総務課長 具体的には、先方から指摘されましたのは、ゴルフ場の乗用カート、芝刈り機などのコース管理機器をどちらが負担するのかということです。応募書類をいただく前に、募集要項に関する質問をこの期間、受け付け、それに対して何月何日にホームページで回答いたしますという機会を2回設けました。

その中で御質問いただいたのが、乗用カートは、今の指定管理者はリースで調達しているんだけど、今後はどうなるんですか、コース管理機器や乗用カートなど、来年4月、業務開始前にそろえてくれますか、そのような御質問をいただきました。それはそれぞれ、今の指定管理者がリースで用意しているもの、コース管理機器につきましても、芝の委託会社が持ち込んでいるものが大部分でございますので、私どもが改めて乗用カートを買ってそろえるということはありませんということをホームページで回答しております。ですから、それをごらんになった上で提案があったものと考えております。

鈴木委員 普通だったら、こういうものに参入する前にそういうことがわかっていれば、参入しないよね。だけど、よく聞くと、協議レベルで後だったというのも、ちょっと解せない。

本来ならば、例えば、納入金が幾らで、大体このぐらい、別に2億円かかりますよというものを提示されていれば、お金がなければ参入してこないんだけど、ちょっとその辺が私たち議員の中でも変だなと。これは決まったことだからしょうがないけれども。

もう1点は、先ほど言った年間1億5,000万円ですが、これからの経済変動の中で、私が所管の委員会にいたときに減額をした覚えがあります。でも、これを戻したのですが、これから指定管理という中で、また経済変動があれば、何とかしようということを考えるのか、それとも指定管理で決まったんだから、5年間はそれで通すとか、どういう考え方を持っているんですか。

渡辺企業局総務課長 前回、今の指定管理者との指定期間は10年間でございます。10年間というのは大変長い期間でございます。経済変動等、いろいろな状況の変化があるかもしれないということで、協定書の中では、6年目以降は、企業局の納入金の見直しについて協議しましょうという規定を設けております。それで、指定管理者からの申し入れを受けて、見直しについて協議に応じてきたところでございます。

今後、来年からの指定期間は5年間で、10年間ではございません。短い期間でございますので、前のように長い期間であることをもって、納入金を減額するということとはございません。納入金の見直しに関する条項を基本協定書に盛り込むことはいたしません。

鈴木委員 わかりました。一応、それを聞いておけば、5年間は基本的には見直しとか、そういうものはないと理解をしてよろしいですね。

渡辺委員 管理ということで伺いたいんですが、端的に聞きますけれども、芝の管理は今

までは誰がしていたのか、これからどうなるのか、その辺をお願いしたいと思います。

渡辺企業局総務課長 芝の管理につきまして、平成22年の夏、大分暑くなりまして、丘の公園は洋芝でございましたので、大分ダメージを受けてしまいました。私も企業局として、毎年、数百万円の費用を負担いたしまして、夏の暑さにも強い野芝への張りかえを進めてまいりました。

これまで、丘の公園の芝のメンテナンスは委託会社でありますニホンターフメンテナンスが担ってまいりました。今後、共同企業体の一員、まさに当事者となるわけでございますので、より一層、的確な芝の管理をやっていただけるものと期待しております。

渡辺委員

10年前に、図らずも農政委員会であそこで親睦ゴルフをした経緯があるんですが、大変いいゴルフ場だな、芝の管理もよかったなという印象がまだに残っているわけです。私も10年間、行っていませんが、今言ったように、丘の公園の芝はぼこぼこだよという話をあちこちから聞きます。今、22年がどうのこのというお話でしたけれども、管理の技術とか、そうしたものについては、指定管理者に対してどういう見解を持っているんですか。率直に意見を聞きたいなと思います。

渡辺企業局総務課長 芝の状態は大変厳しい状態でありましたが、大分改善してまいりました。ただ、今、全部、野芝に張りかえているわけではございませんので、洋芝と野芝がはっきり分かれてしまうようなところがあって、まだまだ万全ではない状態ということでございます。

ただ、あの近辺のゴルフ場の多くの洋芝を採用していたところは、同様に、夏、最高気温34度、35度となるような気候のためにダメージを受けております。そんなことですので、ある程度、やむを得なかったのかなと思っておりますが、今後、万全を期していきたいと思っております。

ニホンターフメンテナンスが、今、芝の管理を行っております。ニホンターフメンテナンスと申しますのは、関東地区で18カ所のゴルフ場のメンテナンスをやっておりまして、中にはよみうりカントリーのような名門コースの芝の管理もやっております。日産スタジアムというサッカー場の芝の管理をやっておりまして、技術的には、その業界では評価を受けている会社だと考えております。

渡辺委員

基本的には県の施設ですから、しっかりとした目を光らせていただいて、そうしたところもぜひ指導してあげてもらいたいなという思いがあります。

もう一つ、聞きたいのは、清里丘の公園とJVということですが、業務分担というか、役割分担というか、それはどんな縦割りになっているんですか。業務の中身はどうですか。

渡辺企業局総務課長 株式会社清里丘の公園が代表団体、構成員としてニホンターフメンテナンス株式会社ということになります。業務といたしましては、現在の株式会社清里丘の公園がほぼ全ての業務を担っているわけですが、その中から、芝の管理の部門につきましてはニホンターフメンテナンスが、職員も入れて、常駐させて行うことになっております。

渡辺委員

今、お二人の委員からもお話がありましたが、指定を決定する経緯の中に、若干の違和感というか、心配事が出たわけです。そこは、事前の話し合い、資料の

提出とかいろいろなところになんか問題があったのだと思いますが、決まった以上は、やはりいいゴルフ場運営をしてもらいたいということで、取り組みについても、最終的には決意を伺って終わりにしたいと思います。

安藤公営企業管理者 委員御指摘のように、このたびの事態というのは、普通ではあまり発生する事態ではございませんでした。この原因については、委員会でもって候補者を選定することの問題というよりは、応募してくる業者と私どもの中で、指定管理者という制度についての、もしかしたら説明が足りなかったのかなとも思います。今後、そういうことがないように、応募してくださる団体に対しては、指定管理者制度というものについてよくよく説明していく必要があると考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

第106号 平成二十五年度山梨県一般会計補正予算第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第123号 指定管理者（山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨）の指定の件

質疑

桜本委員 モニタリングシートの収支状況の中で、施設利用料について、毎年、計画も実績も上がっている中で、平成25年度の計画値は若干、数値が落ちているのですが、この理由についてお伺いします。

石原産業政策課長 収支状況、収入の見込みの中で、平成25年度の収入の計画値だと思われます。23年度、24年度と数字が上がっておりまして、25年度は9,700万円ちょうどという計画ではございますが、これは、過去3年平均ぐらいをめでに低く見積もったと聞いております。

桜本委員 過去を平均してマイナスになるって、どういうことですか。この2年でふえているわけですよ。平均すれば上がるんじゃないですか。

石原産業政策課長 過去の利用率が33%、34%等を勘案しまして、若干低めに見積もった結果と伺っております。

桜本委員 収入を低めに見積もったということですが、指定管理といっても、受託者は前向きなものをもって初めて受託するわけですよ。初めから収入をマイナスに見込むなんて、そんなやりがいのないものがありますか。もっと前向きに、ことしよりも収入を上げていくという努力の中で、指定管理者を選定するんじゃないですか。

石原産業政策課長 今、ごらんいただいているモニタリングシートは、23、24、25年度になりますが、今回の26年度以降5年間につきましては、先ほどの収入の納付金のところへ戻っていただきたいのですが、資料の2ページでございます。指定についての(3)納付金5年間。向こう5年間6,100万円と説明をいたしました。その下に括弧書きで現行5,400万円とございます。これが、向こう5年間、33%から毎年1%ずつ利用率を見込んで、その結果、納付金をふやしていく計画でございます。

桜本委員 納付金というのは、指定管理料のことでしょう。

石原産業政策課長 県から支出する委託金ではなくて、指定管理者から県へ納めていただく金額でございます。それが納付金でございます。

桜本委員 わかりました。
それでは、納付金が上がっているから収入を減らす、そういう見方はできますか。そういうのは、我々も、この資料を見てもわかりにくいじゃないですか。

石原産業政策課長 お手元には、向こう5年間の計画というのがございませんけれども、今回、提案にあります向こう5年間の収入では、26年度が1億1,400万円余、それを、先ほど言いましたように、毎年、利用率を1%ずつ増加を見込んでおります。その結果、例えば26年度につきましては、県への納付金は1,200万円、27、28年度も同様でございます。29、30年度につきましては1,250万円、そういうふうに見込んでおります。

桜本委員 施設利用料ということは、あくまでも純然たる施設の稼働率だとか収入が上がってのものじゃないんですか。それが、過去23、24年度と実績が上がっているにもかかわらず、努力目標がなく、9,700万円に落とすという、収入の部分の施設利用料のことを私は言っているんです。

石原産業政策課長 25年度の9,700万円につきましては、役員会で25年度の事業計画がこの額で定められていますので、このモニタリングシートへ数字が反映されているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

桜本委員 御理解とか何とかじゃなくて、23年度、24年度と計画と実績が上がっているにもかかわらず、これから指定管理を更新しようというときに9,700万円に下がること自体、その団体としての意気込みが全く感じられないということを言っているんです。

石原産業政策課長 団体の26年度から向こう5年間の収入見込みにつきましては、先ほど申しましたように、毎年1%ずつの増加を見込んでいます。それへ向けての努力をするので、26、27、28年度は、毎年1,200万円という納付が想定される。さらに、29、30年度につきましては、プラス50万円、1,250万円を計上することができる。こういう計画で提案をいただいております。

桜本委員 受けとめ方が全く違うんです。納付金を上げてくれるのはいいです。大いに結構。しかし、収入として施設の利用料をアップさせないなんていう考え方で、前向きに捉えられますか。今までの2年間が上昇傾向に向かっている、この調子で頑張ろう、あるいはこういうふうプラスアルファの事業をつけ加えながらやっという、一般的にそういったものじゃないんですか。答弁が資本主義の考え方にのっとっていない。

24年度の実績値が1億100万円ですが、9,700万円に目標値が下がる、何かマイナス要因があるんですか。どこかで、例えば1カ月間、閉めなきゃならないとか、そういったことがない限り考えられません。

石原産業政策課長 モニタリングシートにあります25年度の計画は、25年度の役員会で事業計画して立てたもので、先ほどから申し上げておりますように、26年度以降は、毎年、利用率を1%ずつアップさせるように努力をする。その結果、県の納付金もふえていく。こういう計画の提案をいただいているところでございます。

桜本委員 施設利用料というのは、あくまでも、例えば365日の中で、アイメッセをお借りして、時間幾ら、平米数幾らという単価があるわけですね。施設利用料が下がるということは、前年度よりも貸す日にちが少なくなる、貸す面積が狭くなるという意味じゃないんですか。それはどういう理由でマイナスになっていくのか。そういうマイナスを起こす要因があるんですか。

石原産業政策課長 マイナスに落とす要因、平成25年度の事業計画はそうでございますけれども、平成26年度以降、将来に向かって5年間は、毎年、例えば展示場の利用目標は26年が35%で始めまして、36、37、38と毎年1%ずつ伸ばしていきます。そういう計画でございます。ですから、24から25年度に金額が下がっている、積極的に落とした理由は、役員会で決定された事項でございます。

石井委員長 石原課長、平成25年度に下がる理由を示してもらえばわかりやすいと思います。

石原産業政策課長 25年度の数字は理事会で承認されたものでございまして、この数字を適用したのは、過去の利用率の平均を用いたというふうに聞いています。

桜本委員 理事会って、この中にその責任者はいないんですか。あるいは事務局にはなっていないんですか。
委員長、言っている質問にちゃんと明確に答えてもらってください。

小林産業労働部次長 説明がつたなくて申しわけございません。25年度の数字は、年度当初に、アイメッセ事業でどのぐらい収入があるかということを見込まなければいけません。理事会に諮って、正式に手続をとらなければいけません。過去の実績に基づきまして、平均値をとったということで、安全値ではなくて、過去の実績から置いたものでございます。

ただ、その後、この指定管理者の採択ということに当たりまして、産業支援機構のほうも努力するという意気込みを持っておりまして、その年度ごとの利用率アップということは、当然、もくろんでおります。それによりまして、利用率を上げていくということでございますので、数字を見れば、H26に想定されるような見込みは達成されると考えております。

そういう中で、人件費等や管理費等々の削減も努力いたしまして、県に対する納付金のアップも考えていきたいという提案になっておりまして、私どもは非常に前向きな提案だと考えています。あくまでも、繰り返しになりますが、25年度の数字につきましては、過去の実績値ということで、確実な数字をとったということで、御理解を願いたいと思います。

桜本委員 次に、アイメッセ周辺の駐車場の借地料というか駐車場代は、この指定管理者の委託の中には組み込まれているんですか。

石原産業政策課長 組み込まれていません。県のほうで駐車場の管理をしております。

桜本委員 では、ここで、納付金といって、1年間の平均が1,220万円納めているにもかかわらず、県のほうで、直接、車の駐車利用料が、たしか一千数百万円ありましたね。そうしたら、結局、実質のプラス・マイナスは幾らですか。数字的に、指定管理者が納付金として5年間で6,100万円払っても、県のほうで、周りの駐車場料金で7,000万円も8,000万円も払っていたら、この施設は赤字じゃないですか。その辺の数字見込みを、プラス・マイナスあらわしてください。

石原産業政策課長 平成25年度の予算でございますが、県からアイメッセ指定管理にかかわる予算、その中の駐車場の借り上げにつきましては、2,230万円でございます。

桜本委員 今、話したように、県が直接、アイメッセ周辺の駐車場に2,230万円払っている。給付金という形で年間1,120万円といったら、アイメッセ自身、この段階でも1,000万円の赤字じゃないですか。

小林産業労働部次長 差し引きという面では、委員おっしゃるとおりだと思います。ただし、私どもの都合ということになりますと、やはりアイメッセを設置した当時は、駐車場が狭隘だということが問題となっておりまして、本来は土地を取得したかったわけですが、地権者との交渉の中で、賃貸借という形で駐車場を借り上げることになりました。あくまでも、本来、アイメッセとして必要な施設だと私どもは考えております。

またもう1つ敷衍させていただきたいのですが、指定管理者に管理をお願いしている県の施設の中で、納付金を県のほうに、いわゆるもうけ分としていただいている施設はアイメッセだけでございます。さきほど委員のお話にありまして、普通、普通の施設につきましては、逆に県から委託料を払っているということでありまして、この施設につきましては利用料を上げて、コストを下げてということで、その中で生まれた利潤の一部を県のほうにこういう形でいただいているということでございます。

桜本委員 私は、指定管理ということであれば、純粹に形態を変えたほうがいいと思います。駐車場周辺も、この委託されるアイメッセのやまなし産業支援機構が、直接、周辺の地主と交渉する。山梨県が、直接、地主の交渉に当たれば、なかなか難しい部分もあると思います。しかし、この5年というサイクルの中で、必要な場所、必要じゃない場所を、責任を持って事業主体に考えさせるほうが、より現実的ではありませんか。

矢島産業労働部長 その前に、先ほどの駐車場に2,200万円、納付金が1,200万円、差引1,000万円の赤字ではないかというお話でございますけれども、私は、このアイメッセの果たしている役割を考えれば、この1,000万円というのは決して高いものではないと思っております。といいますのは、県内のジュエリーを代表にした地場産業もそうでありまして、あるいは自動車産業、いろいろな産業が、年間173日利用しているわけでありまして、それによって販路を拡大し、売り上げを伸ばしてという経済効果があるものですから、そういったものためには、県が1,000万円出してできるならば、これは十分投資の効果があるのではないかと私は考えておりまして、その点については、ぜひ御了解いただければありがたいと思っております。

桜本委員 我々議員は、県民の代表というか、ある程度、信頼を受けてここに出てきて、意見を述べさせてもらっているんです。皆様方は、自分たちが考えて、そういった感想を持つのは自由です。しかし、県民一人一人がこの事業に対する評価をするわけです。実際、中身を見たら、県のほうに1,220万円、唯一、納付金を出している仕事だと言いながらも、年間2,230万円も駐車場を払っている施設がほかにありますか。そういったものは、やはりバランスよく見て、県民の一人一人はその数字が見えるわけです。

だからこそ、こういったものも含めて、県民に等しくわかりやすく、こういった事業をあらわしてください。それには、県が直接、地主に借りるのではなくて、委託される方々の、例えば産業支援機構が地主と5年契約の交渉をしてもらえばいいじゃないですか。その中で、きちっとした会計を行うべきだと私は思います。いかがですか。

矢島産業労働部長 この駐車場の管理、あるいは賃借料を誰が払うか、そういった点については、私の思いですけれども、これを建設した当時の取り決めがあって、県の土地ということで、県が直接管理すべきだろうという整理をされたものと思います。ただ、今、桜本委員からの御指摘もございましたので、検討してみたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(制度融資について)

皆川委員 金融のことでお伺いしますけれども、貸し渋りや貸し剥がしなどを防止するための法律として、条件変更なども認める中小企業金融円滑法というのがありますよね。これがことしの3月で終了しました。これがなくなると、企業倒産がものすごくふえるんじゃないかと言われておりましたけれども、それほどではないということで、ちょっと安心はしているんですが、現在、本県の倒産件数の推移、今後の見通しについて、まず、伺いたいと思います。

立川商業振興金融課長 円滑化法がこの3月で終了したということで、今の倒産の状況はというお話でございます。民間の調査機関の数字ではございますが、本年の4月から11月までの累計で26件、昨年と同じ時期につきましては43件の倒産が発生しております。率としますと、前年同期の約60%で推移しているということで、委員御指摘のとおり、今のところは大丈夫な状況でございます。

昨年10月以降は毎月一けたの県内の倒産件数になっておりました。金融円滑化法が3月に終了して、かなり心配を国のほうでもしましたし、県のほうでもしましたが、各金融機関が、法が実施されているときと同じように円滑化について努力するというのを金融庁からも申し入れがされていまして、各金融機関のほうも、法終了後も同じように対応するというのもあるため、このような結果となっているものと思われま。

今後については、なかなか難しいところがあるのですが、アベノミクスの効果も県内にもぼちぼち出てきていると言われておりますので、急激に倒産が増加するという状況にはならないのではないかと考えております。今後の動向については、県といたしましても、十分注視して、適時適切な対応をとってまいりたいと考えております。

皆川委員 前年度の60%と聞いて、意外に、これがなくなっても対して影響がなかったということによかったなと思っておりますが、11月の日銀の甲府支店でも、短観というのか、金融経済概観によりますと、最近の県内の景気は穏やかに回復していると、この間、発表されました。これは、今、こちらで言いましたアベノミクス効果もあって、大分効果が上がっているようすけれども、これは特に大手の企業、大企業が中心になって回復しているんじゃないかと思っております。

今、中小零細企業の経営者にお話を聞いてみますと、みんな、そろって言うことは、好景気だと言われていられるけれども実感が全然ないということ。特に零細企

業にはないと言っているんですね。むしろ、円安によって原材料の価格が高騰している、それで苦しんでいますよという話をあちこちで聞きます。こういう状況の中で、県はどのような対応をとったらいいのかなと思うんですけども、その辺をちょっとだけ、どのような対応をするか伺います。

立川商業振興金融課長 今の、円安でかえって原材料価格が高騰して苦しんでいらっしゃる場所もあるというお話ですけども、そういったことも含めまして、県では、今年度、商工業振興資金の融資枠を、24年度、昨年と同額の210億円確保しております。そういった中で、不況に苦しんでいる企業の方々の支援を行っているところであります。

その中で、先ほど言いました原材料の高騰など、経営環境が悪化している企業のための融資というのがございます。これが、経営環境変動対策融資というものでございますが、こういったものですか、不況対策といったもので、中小企業の方々の対応は、金融としても支援しているところでございます。

皆川委員 よく県は、こういう制度融資をやっていますと言うんだけど、あまりにも多すぎて、実際のところ、どれが一体自分の企業にとって必要なものかわからない。メニューが多すぎると、どれを食べていいかわからない。全くどこの課を聞いても、みんな、この制度融資はある。国からもある。この辺を交通整理しているのかね。どこの企業にはこれがいいですよということを指導するとか、そういうことをやっておられるかどうか、聞かせてもらいたいんですけども。

立川商業振興金融課長 今の委員の、メニューが多いのではないかと、わかりづらいのではないかと、というお話ですけども、実は、昨年度、包括外部監査でも指摘を受けたところではあります。実際に、周知徹底はこういったしおりを用意しまして、県のホームページや広報誌はもちろんのこと、このしおりを金融機関、それから市町村ですとか、商工会ですとか、そういった各団体に配って、今、広報を進めているところであります。

ただ私どもも、出張トークという形で、金融機関の方ですとか、利用されている方の声を直接聞くことがありまして、そういった中でもメニューが多すぎると、というお話もございまして、そういった点につきましては、今後、ある程度の整理も必要かと考えておりますし、若干、制度についてわかりづらいという点もあるんですけども、今後、設備といったことについての新しいメニューも考えていく中で、なるべくわかりやすい、シンプルなものにしていく必要もあるかと考えております。

皆川委員 整理してもらってというのはわかるのですが、包括外部監査の意見としては、融資の活用頻度が低い制度があるとなっています。そういうものはどんどん整理したらどうかということを行っているし、また知らない人がほとんどだから、知らない人に知らせる、今言った広報活動なんか必要だということ、外部監査の委員が指摘しているわけです。

私たちも、よく支援者に何とか県から制度融資できませんかと聞かれるのですが、我々がわからない。我々にもわかりやすく、こういう企業についてはこういうメニューがあるんだ、こういうことをチラシにしてわからせてもらうと非常に我々も助かるし、零細中小企業はなお助かるんじゃないかと思っておりますが、どうですか。

立川商業振興金融課長 今のいろいろあるメニューの中でも、ケースバイケースで、こういった

企業の方にはこういったメニューがいいのかというのを、わかりやすくというお話でございます。先ほどのしおりの中にもそのような書きぶりはあるんですけども、ホームページですとか、金融機関の窓口ですとか、そういったものが、こういった場合にどういうものが適合しますというのは、わかりやすいように、それも枝分かれしておりますので、それも、ある程度、シンプルにする中で、実際に使う方がわかりやすく使いやすいようなものを、さらに検討したいと思います。

皆川委員

頼みます。

一応、そういう制度がわかった、いよいよ借りることになった、しかし金融機関が貸してくれない。こういう現実が実はあるんですね。貸し渋りというのがある。その現実がちょっとありすぎまして、いくらいい制度があっても、現実には金融機関は貸してくれないじゃないかという話もあります。こういうものに対して、例えば金融機関に対して指導監督権があるのは、国は金融庁ですか。県はどういう形でそういう人たちを救うというか、どういうアドバイスをしていったらいいのか、教えていただきたいと思います。

立川商業振興金融課長 委員おっしゃるとおり、国のほうは監督庁ということで、金融機関への監督の権限を持っております。県のほうは、直接の監督権限は持っておりませんが、そういった金融の円滑化ということにつきましては、国も含めたネットワークを組んでおりまして、財務省や経産省、各政府系金融機関や銀行、そういった支援ネットワークを通じて、円滑化について日ごろから要請を行っているところであります。

年末に向けまして、県としても、産業労働部長を初め産業労働部の幹部が各金融機関に足を運んで、経営革新に取り組む企業への支援ですとか、または、本当に今、厳しい状況になっている円滑化への一層の支援を、直接、要請をしてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

皆川委員

そうすると、指導権限がなくても直接、金融機関に言ってくれるってことですね。ありがたいですね。そういういい答えをいただいたからいいでしょう。了解しました。

(宝石美術専門学校について)

土橋委員

宝石美術専門学校について、お伺いします。私はその業界にずっと長いこといるものですから、ことし6月の代表質問までの間に、一般質問でも何回かいろいろな意味で宝石美術専門学校については質問をさせていただきました。例えば、景気のすごくよかったころは、業界に入る人たちはいっぱいいたものですから、工場は若手を育成して、いつたくさんの注文が来てもいいように職人を育てた。まだ一人前でないから給料をそんなにやれないと言いながらも、15万円とか17万円とかって給料を払って育てていたわけです。

当時、1,000億円からの出荷額があった、押すに押されぬ山梨県の地場産業といえばジュエリー産業だったと思いますが、今、500億円を切って、400億円を切って、すごく少なくなっていった。この状況の中で、15万円の給料を払って、2年間、育てたけれど、2年たったら、俺にはそんな小さい、細かい仕事は向いていないと言ってやめられてしまうと、約400万円も500万円もがパッととんじゃうわけです。そうすると、なかなか大変だ。

そこで、宝石美術専門学校が大事な、全国にない公営の学校だということで誇りを持ってやってきました。2年間、やってきて、さすがにこれだけできていけば、2年間もやってきているし、向いてないからやめるといふ人もいない。もう

少し靴を履かせてやれば一丁前の商品ができるな、帽子をかぶせてやるだけで一丁前の商品ができるなということ卒業していってくれば、業界にとってすごく助かる学校だと。ところが、景気が悪くなってきたということと、2年間勉強してきたのに、これだけしかできないのかというのが現状です。

そのことについて、今回、武川議員の質問で宝石美術専門学校のことが出てきました。私は本当にありがたい質問だと思ったけれど、ただ、もやもやとした答えだった。抜本的改革をという一言で、もやもやとされちゃったような気がします。

答えを期待したジュエリー協会、水宝連の幹部の人たちが今回の質問を聞きに来ていたわけですが、抜本的な改革というのは、どういうカリキュラムにして、どういうことをしていきたいんだという、細かいところまで全然入っていません。カリキュラムをどうしていくんだということ、少し詳しく教えていただきたいと思います。

平井産業労働部次長 答えが不十分であったというお尋ねですが、正直申し上げまして、今、検討を盛んにしているところでございます。当然、学校でも検討しておりますし、業界とも連携をとって検討しておりますので、まだ、なかなか表に出せるようなところまでお話ができなかったわけです。答弁にもありましたが、平成19年度に宝石専門学校では、ジュエリー産業に従事するのに必要な総合的な人材の育成をしたいということで、学科の再編を行っています。その結果は、幸い、その後、就職率が上がるということで、一定の成果は上げられているのではないかと考えています。

ただ、委員もおっしゃられましたように、その業界を取り巻く環境などがいろいろ変化したり、もろもろの事情もありまして、やはりこのままではいけないという状況でございます。そういうことを考えますと、今の学校の方針を一言で申し上げますと、ジュエリー産業に従事するのに必要なゼネラリスト、総合的な力を持った人を育てようという方針でやっていますが、やはりそれだけでは今は不十分だと。そういったものにさらに加えて、業界が求める、さきほど申し上げたような環境に対応するために必要な、より高度な専門知識や技能などを持った人を養成していかないといけないと考えているところでございます。

どういうふうにしていくかということになりますが、やはり教育内容の拡充をしていかなければいけないと思います。1つには、時代は変わってきますので、トレンドを吸収して、それを具体的な商品の形に提案できる、そういう能力も必要になるでしょうし、個性に合わせたニーズをうまく捉えて、オリジナル商品をつくれるという能力ですとか、安価な製品が海外から入ってきていますので、そこで勝負をするのではなくて、もっと高度なところで勝負しなければいけないんだろうという問題があります。もちろんそのためには、ビジネス会話ができるような語学力も必要になる。そういったいろいろな課題に対応できる人材を養成していかななくてはならないと思っております。

具体的に申し上げますと、いろいろなものがありますが、ジュエリーコーディネーターといった資格や、技能士検定という資格があります。これを取るように盛んに進めていますが、現在の宝石学校のレベルよりもさらに一段上の2級のレベルがとれるぐらいまでに教育内容を高めて、業界の即戦力になるような人材を育てたいということを考えております。そうしますと、やはり大幅にカリキュラムも変える必要があるということで、抜本的な改革というのは、前例にとらわれず、さまざまな可能性についても検討したいという考え方です。

土橋委員

今の返事が、まさに、じゃ、どうやってしていくんですかということだと思

ます。前にもそんな話をしたことがあります。例えば私は職人になりたかったという人も、デザイナーになりたかったという人も、みんな同じカリキュラムの中でやっているから、小学校から、絵なんか大嫌いで描いたこともないという人も絵を描かされたりする。その同じ2年間の中でやってきているから、卒業してきた生徒をそのまま使っても、2年間でこれだけしかできないのかというようなことを、工場では言う。例えばデザイナーとして使いたければ、こんなレベルのデザインしか書けないのかというのが、今の内容だと思います。

大幅な抜本改革という、ずばり2年間で無理じゃないかという、これは組合のほうでも話し合っている中で出ている……。

武川委員 委員長、議事進行を。ちょっと休憩してください。

委員長 それでは自席にて、暫時休憩いたします。

(休 憩)

委員長 大変お待たせしました。休憩前に引き続き、審査を続行いたします。

土橋委員 先ほどの続きになりますが、私的には、業界とすれば、ここでもう長いことの歴史のある宝石美術専門学校がますますよくなって、業界から魅力ある、人気のある学校として育てていただきたい。育てる方法とすると、私的には、もうちょっと修業年数を長くしたりして、いろいろな改革方法があるんじゃないかなということ。

それともう1つ、言おうと思っていたのは、業界の人数はものすごく減っています。人数も会社も減っているし、1,000億円から400億円を切っていますから、当然のように就職する人たち、募集定員も減っていると思います。同じようなパターンの中で、今までと同じようなことをやっている、宝石学校を卒業してから、全く違う職種に就職が決まったというような形態になっていっても大変もったいない話です。就職口がない学校は絶対人気なくなってきますから、就職に対しての学校のあり方として、入学してくれば、みんな、業界に就職させられるぐらいの生徒を卒業させてもらいたいし、そういう学校にしていてもらいたい。

まだまだいろいろなパターンでの改革があると思いますので、この間のような抜本的な改革を進めるといふぐらいの話では、ちょっともやもやとしたままだった。宝石美術専門学校は紅梅町に移って人気も出てきているところですから、何とかこの数年の間に、そんな学校にしてもらいたい。よろしくどうぞお願いいたします。

石井委員長 要望でよろしいですか。

土橋委員 はい。

主な質疑等 観光部

第124号 指定管理者（山梨県立富士川観光センター）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第125号 指定管理者（山梨県立富士ビジターセンター）の指定の件

質疑

桜本委員 指定の提案理由の、議案の中に、2ページ、「当団体は、企業団体、富士急グループとともに経営基盤が安定し」とありますが、行政が発信するのにおいては、こういった個別の企業が安定しているか、不安定かという文言を入れることは、私は不適切だと思いますが、公のこういった提案書について、どう思われますか。
 続いて、モニタリングシートの3ページ、施設所管課による総合的な評価及び指導事項の中にも、下から2行目に、「日本人、外国人の両方とも前年より増加しているグループ企業と連携して誘客を進め、来館者増につなげる努力を求め」とあります。これは全体的に指定管理になるわけですから、その地域の人たちにも応援してもらわなきゃならないわけです。そういったものの情報発信として、こういった文言は適さないと思います。このグループは非常に大事な会社でありますし、その地域を導いてくれている会社だと、それは誰しも思います。わかっているからこそ、こういったところにそういった文言を入れるということは、私は不適切だと思いますが、いかがでしょうか。

荒井観光資源課長 指定管理者となる団体を選定した理由の中に入れましたのは、申請者の信頼性という観点からの評価について説明をしまして、経営基盤が安定しているかという評価に当たりまして、グループとしての取り組み等を期待できるということで、他のグループと連携をしながら、施設利用の促進が一層期待できるという意味で書かせていただいております。

桜本委員 私は、こういう問題は非常にデリケートなものだと思います。当然、企業としてここに列挙しているわけだから、当該企業においてはとか、そういった文言でいいわけですね。誰もが見て、平等性、平準化ということを考える中で、こういった起案のようなものについて、一個人、一企業名、どういう安定状況かを出すということはそぐわないと思いますが、一般的にどうですか。

堀内観光部長 選定理由に私どもが書き込んだのは、検討委員会におきましての選定理由をそのまま使っているということでございます。多分、全庁的に同じような言い回しをしている可能性もございますので、書きようについては、行政改革推進課と、今後、調整をいたしまして、委員御指摘のように適当でないということであれば、次回から検討委員会の選定理由の中に個別企業名は入れないという配慮をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

桜本委員 これは新規ではなく、更新ですよ。この5年前はどちらの企業だったでしょうか。

荒井観光資源課長 富士急ビジネスサポートという会社でございます。

桜本委員 今回とは違う会社で、3年契約だったのか、5年契約だったのか、資料を見ていなくてわからないのですが、23年度の収支の状況を見ると350万円、平成24年度においての実績値として350万円ほど、順調に企業努力というものがあって、こういった繰越金が残っていくわけです。県の指定管理という状況の中で、ある程度、次を見越したときに、それだけ利益が出ているということであれば、指定管理料を減らすとか、余剰資金が350万円掛ける5年あれば2,000万円近くなるわけですから、それをプラスアルファ、施設の効率性などにもうちょっとプラスするという提案があってもいいかと思います。

その2点、指定管理料を下げてもいいんじゃないか、あるいは内部留保している分、その施設にプラスアルファ、何か新しいものをつけ加えてもらったらどうかという発想はなかったのでしょうか。

荒井観光資源課長 まず、指定管理の委託料の関係でございますけれども、指定管理の委託料につきましては提案をもとにしまして、我々が委託する内容と、その中身を勘案しまして協議をしました。その中で、前回に加えまして、3点ほど、今まで県が直接執行していた部分、外部委託をしている部分があります。その部分を指定管理委託料の中にも含めたということもございまして、数字上は294万円の減額ということでございますけれども、実質はさらにそれ以上の減額、県が実際に今まで直営でやっていた部分を除きますと、今までの分に比べますと、294万円以上の減額になっているということです。

桜本委員 この指定管理というものは、その更新時に見直す。それは、前の会社がどのような状況の中で、要するに内部の財務諸表も公開されるわけですから、何をやってこれだけマイナスだった、プラスだったということ踏まえながら、サービス内容を吟味して、赤字か黒字かを判断しながら、指定管理の委託料を下げたほうがいいのか、あるいはプラスアルファ、何かやってもらえばいいのか。それを比較するのは、県が直接やってきたところ、あるいはその前段階の会社がやってきたところ、それを踏まえて考えていくのが、公共的な施設を民間に委託して管理することによって経費も下げられる。なおかつ、民間がすることによって、それぞれ利用者にプラスアルファが起き、地域に誘客をもたらすことに連動していると思います。その辺の説明をきちっとしてください。

もう1回、言います。山梨県が直接管理したときには、例えば1億円かかっていた。前回、更新する前の会社は、それを8,000万円ですべてやってくれた。今回、更新のときには、2,000万円ぐらいの内部留保があったから、その中で、もうちょっと今度は指定管理料をまけさせてもらいますよということで下げたのか、あるいは下げないで、利益の部分をその施設にプラスアルファして、こういったことを今度の指定管理者にはしてもらおうとか、何か中身がないのかということも聞いているわけです。

荒井観光資源課長 先ほど申しましたように、指定管理を行う指定管理者と協議をいたしまして、委託内容のところで経費節減ができないかという協議とあわせまして、今まで県が直接やっておりました機械警備の委託料でありますとか、緊急地震速報の提供でありますとか、自家用工作物の電気の保守管理等の点検業務も新たな管理委託

の中に含めまして、その部分が285万円ほどの増加になります。

今回の指定管理で実質294万円減ということでございますので、合わせますと、ふえた分とそれを引きまして、約600万円近くが減額になっているということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第126号 指定管理者（山梨県立富士北麓駐車場）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 指定管理者（山梨県立国際交流センター）の指定の件

質疑

桜本委員 モニタリングシートの収支状況の中で、支出のうちの人件費、23年度が2,730万円、24年度の実績が2,400万円、今度の25年度の計画値が2,200万円と、この数年間で500万円ほど下がってきているのですが、どんな人事の異動があったのでしょうか。

佐野国際交流課長 23年から24年につきましては、事務局長の給与が減った点で、減になっている点等でございます。また、職員等の給与につきまして減額になっている点がございまして、それで約300万円の減額になっております。

桜本委員 これを見ると、収支差額が、23年度が380万円、24年度が260万円とありますが、公益財団法人として、この余剰金はどういう処理の仕方をしているのでしょうか。

佐野国際交流課長 余剰金につきましては、次年度に繰り越ししまして、自主事業等への予算に使用しております。

桜本委員 まさしくそうですね。蓄える必要がない団体ですので、やはり利益が出たものは、例えば指定管理料を下げてもいいですし、今、おっしゃられたように、プラスに転じるように、例えば施設を改修したり、事業につけ加えていくということが主なところであります。

県としては、指定管理料を下げるということではなく、内部留保をどういった事業に導かせたいのですか。

佐野国際交流課長 国際交流協会におきます国際交流の諸事業、例えば外国語の講座、または県内の外国人の方の災害時における研修等、それぞれの事業におきまして、効率的

に執行していただいて、多文化共生等の事業等の活用を促しているところでございます。

桜本委員 やはりこういった団体がそれだけ余剰金を残して、違う事業に展開していくという非常に大切なところがありますので、そういったいいところもどんどん発信をしていかなきゃならないと思います。それが効果的でなければ、逆に言って指定管理料を下げるべきだと思います。

佐野国際交流課長 委員から御指摘や御意見をいただいたとおり、実際に、前の5年間に比べて今回の5年間につきましては、相手方と相談する中で約1,800万円程度の減額等もさせていただいております。委員の御指摘のとおり、事業の精査、執行につきましても、指導しながらやってまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成二十五年度山梨県一般会計補正予算第二条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

その他

- ・ 会派の移動等に伴い委員席の指定を行った。
- ・ 委員長報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおりと決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、1月下旬から2月上旬の間に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 11月14日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以上

農政産業観光委員長 石井 脩徳